

## 美波町競争契約入札心得

最終改正 令和元年10月1日

### (目的)

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、美波町財務規則(平成18年規則第31号)及び美波町公共工事標準請負契約約款に関する規則(平成18年規則第69号)その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

### (入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、町が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。入札書記載金額は、特に指示のない限り、消費税相当額を除く金額とする。

- 2 入札書は、封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は(電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は)、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。
- 5 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住所	住所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名 印	代理人 住所 商号又は名称 氏名 復代理人 氏名 印

- 6 建設工事の入札参加者は、第1回目の入札に際し、入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

### (入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

### (公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

- 第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。ただし、一般競争入札の場合は、入札参加者が1人であっても有効とする。
  - 3 入札は、本町の都合により取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 記名押印のない入札
  - (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (3) 同一事項に対してした2通以上の入札
  - (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
  - (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札
  - (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (8) 建設工事の初度の入札において、工事費内訳書を提出しない者の入札又は工事費内訳書の合計金額と初度の入札書の記載金額が一致しない等工事費内訳書の記入内容に著しい不備のある入札。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(当該入札が失格となる事項)

- 第7 最低制限価格が設定されている場合は、その最低制限価格未満の入札は、失格とする。

(落札者の決定)

- 第8 無効及び失格の入札を除き、予定価格の制限の範囲内で、町にとって最も有利な入札をした者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの該当者は、くじを辞退することはできない。

(再度入札)

- 第9 開札をした結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。ただし、再度入札は原則として1回を限度とする。
- 2 再度入札は、1回目の入札で無効の入札をした者は参加できない。

(契約の締結)

- 第10 落札者は、契約書の案に記名捺印し、建設工事又は業務委託においては、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の工事の請負契約にあつては10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)
- 2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
  - 3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前金払の特約)

- 第11 建設工事又は業務委託の請負金額が500万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内(業務委託の場合10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。
- 2 建設工事の請負金額が500万円以上である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。